

HPKI 証明書ポリシー改定案（改正箇所抜粋）

3.2.3 個人の認証（P.15～19）

<持参もしくは交付時に本人が出頭する場合>

【原文】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格を証明する書類（以下、国家資格免許証等）の原本を登録局の窓口で提示、もしくは国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提出することで国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。



【改定案】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格を証明する書類（以下、国家資格免許証等という）の原本を登録局の窓口で提示、もしくはすること又は国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提出することによって国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。このとき、認証局として資格確認の際に、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS にある場合、コピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

【改定案（溶け込み）】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格を証明する書類（以下、国家資格免許証等という）の原本を登録局の窓口で提示すること又は国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提出することによって国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。このとき、認証局として資格確認の際に、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS にある場合、コピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

<郵送の場合>

【原文】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーを登録局に郵送することで国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。

この時、国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて郵送しなくてはならない。



【改定案】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて登録局に郵送することによって国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。

~~この時、国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて郵送しなくてはならない。~~とき、認証局として資格確認の際に、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS にある場合、コピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

【改定案（溶け込み）】

4. 国家資格及び医療機関等の管理者権限

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて登録局に郵送することによって国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。

このとき、認証局として資格確認の際に、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS にある場合、コピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

4.2 証明書申請手続き (P.22~24)

4.2.1 本人性及び資格確認

2. 国家資格を有する者への証明書発行

(1) 持参もしくは交付時に本人が出頭する場合

【原文】

官公庁の発行した国家資格免許証等の原本もしくはコピーを要求し、対面により国家資格保有の有無を確認する。なお、国家資格免許証等のコピーの場合は、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印が捺印され、印鑑登録証明書が添えてあることを確認する。

この時、国家資格発行機関若しくはそれに代わる台帳を備えた機関が、認証局の定める証明書発行期間に十分足る期間内に資格保有の有無の回答を実施している場合は、登録局から資格保有の問い合わせを実施し回答を得ることが望ましい。

なお、資格確認を実施した国家資格免許証等は登録局でコピーを取り、保存年限を定めて保存しておくものとする。



【改定案】

官公庁の発行した国家資格免許証等の原本~~もしく~~又はコピーを要求し、対面により国家資格保有の有無を確認する。~~なお、~~国家資格免許証等~~の~~がコピーの場合は、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印が捺印され、印鑑登録証明書が添えてあることを確認する。

この時とき、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関若しく又はそれに代わる相当する台帳を備えた機関が、認証局の定める証明書発行期間に十分足る期間内に資格保有の有無の回答を実施している場合は、登録局から資格保有の問い合わせを実施し回答を得ることが望ましい。 に対して公的に資格保有の有無を回答する場合には、これを資格保有の確認手段とすることを CPS に規定することで、コピーの場合の実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

なおまた、資格確認を実施した国家資格免許証等は登録局でコピーを取り、保存年限を定めて保存しておくものとする。

【改定案（溶け込み）】

官公庁の発行した国家資格免許証等の原本~~もしく~~又はコピーを要求し、対面により国家資格保有の有無を確認する。国家資格免許証等~~の~~がコピーの場合は、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印が捺印され、印鑑登録証明書が添えてあることを確認する。

このとき、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を備えた機関が、認証局に対して公的に資格保有の有無を回答する場合には、これを資格保有の確

認手段とすることを CPS に規定することで、コピーの場合の実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

また、資格確認を実施した国家資格免許証等は登録局でコピーを取り、保存年限を定めて保存しておくものとする。

(2) 郵送の場合

【原文】

官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーの郵送を要求し、国家資格保有の有無を確認する。

国家資格免許証等の郵送にあたっては、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印させ、印鑑登録証明書を添えさせるものとする。

この時、国家資格発行機関若しくはそれに代わる台帳を備えた機関が、認証局の定める証明書発行期間に十分足る期間内に資格保有の有無の回答を実施している場合は、登録局から資格保有の問い合わせを実施し回答を得ることが望ましい。

なお、確認に用いた証明書等は、登録局で保存年限を定めて保存しておくものとする。



【改定案】

官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーの郵送を要求し、国家資格保有の有無を確認する。

国家資格免許証等の郵送にあたっては、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印させ、印鑑登録証明書を添えさせるものとする。

この時とき、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関若しくは又はそれに代わる相当する台帳を備えた機関が、認証局の定める証明書発行期間に十分足る期間内に資格保有の有無の回答を実施している場合は、登録局から資格保有の問い合わせを実施し回答を得ることが望ましい。に対して公的に資格保有の有無を回答する場合には、これを資格保有の確認手段とすることを CPS に規定することで、コピーの場合の実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

なおまた、確認に用いた証明書等は、登録局で保存年限を定めて保存しておくものとする。

【改定案（溶け込み）】

官公庁の発行した国家資格免許証等のコピーの郵送を要求し、国家資格保有の有無を確認する。

国家資格免許証等の郵送にあたっては、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印させ、印鑑登録証明書を添えさせるものとする。

このとき、資格原本を保有する国家資格発行・管理機関又はそれに相当する台帳を備えた機関が、認証局に対して公的に資格保有の有無を回答する場合には、これを資格保有の確認手段とすることを CPS に規定することで、コピーの場合の実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略することができる。

また、確認に用いた証明書等は、登録局で保存年限を定めて保存しておくものとする